

広島県告示第五百九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成二十四年広島県告示第三百十四号で認可した広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

廿日市市

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業廿日市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年二月十四日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十四年広島県告示第三百十四号の事業地に廿日市城内二丁目、城内三丁目、下平良字尾野山、字小野、上平良字郡塚、字堂垣内、字伴丈木、字菊ヶ迫、宮内字峰高、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目、宮島口一丁目、宮島口二丁目、宮島口三丁目、宮島口四丁目、宮島口西三丁目、宮浜温泉一丁目、宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁目を追加し、同告示の事業地から佐方字南尾、下平良字砂走、字後田、字砂走山、大野字原を削除し、同告示の事業地のうち平良山手、城内一丁目、佐方字城内、字清末、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内四丁目、六本松一丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、丸石二丁目、大野字早時、丸石三丁目、宮島口西二丁目、大野字対巖山地区内において事業地を変更する。